

使用者責任がある場合の 被用者から使用者に対する 逆求償の可否

—最高裁令和2年2月28日判決

弁護士 永井 弘二

1 はじめに

従業員(被用者)がその職務中に交通事故の加害者となるなど不法行為を加えた場合、被害者は、従業員の雇用主(使用者)に対し使用者責任(民法715条1項)を追求める。そして、使用者が被害者に賠償をした場合には、使用者は被用者に対して求償できる(同条3項)。

今回の問題は、被用者が被害者に賠償した場合は、逆に使用者に対して求償できるのか(逆求償)、ということである。

通常、使用者の方が資力があり、また、保険に加入しているのも使用者である場合が多いので、被用者が先に賠償するという事は余りなく、これまでも明確な判決例はほとんどなかったようである(平成27年9月11日佐賀地裁判決・判時2293・112は逆求償を認めていた。これは簡裁からの控訴事案である。)

今回の事案は、使用者は運送業を営む資本金300億円以上の大会社で、被用者が職務中に死亡事故を起こしたところ、被害者の相続人の1人は使用者でなく被用者のみを相手に訴訟を提起し、被用者がこれを支払った(弁済供託した)というものであった(その相続人が会社を被告に加えなかった理由は不明だが、直接の当事者である被用者に対する被害意識が強かったためとも考えられる。)。1審地裁は逆求償を認め、2審高裁はこれを否定していた中、最高裁は令和2年2月28日判決で逆求償を認めた。

2 従前の学説等の状況

この問題は、使用者責任の法的性質に絡んで議論されてきていた。

民法制定時の議論としては、使用者責任は、加害者となった被用者を選任し、監督すべき立場にある使用者は、被害者に対して、使用者としての過失責任があり得ることから、自己責任として使用者責任が認められたと説明していた(自己責任説)。この立場からは、使用者に一定の責任がある以上、被用者から使用者へ

の逆求償は認められやすいと言える。

その後、上記の自己責任という説明では、直接被害者に向けられた義務ではない被用者の選任、監督という責任が使用者の自己責任の根拠となるのは説明として不十分ではないかという点などが指摘され、使用者は被用者を雇用することで利益をあげ(報償責任原理)、また、被用者に一定の危険な行為をさせていること(危険責任原理)、さらに取引場面では被害者は使用者を取引相手として信頼していること(信頼保護の原則)から、被害者保護のために、使用者は直接の加害者である被用者に代位して被害者に責任を負うという立場(代位責任説)が通説的な地位を占め、現在の判例も同様の考え方に依拠している。したがって、原則として使用者責任は被用者の過失を前提とした使用者の無過失責任とされ(一定の場合の免責は認める。民法715条1項但書)、使用者から被用者への求償も認められるということになる。

この通説としての代位責任説からすれば、本来の責任負担者は被用者であり、使用者責任は被害者保護のために拡張された責任ということになるので、使用者と被用者との内部関係において使用者に負担部分はなく、使用者は被用者に対して100%求償でき、被用者から使用者に対する逆求償は認められないというのが自然な帰結となる。

ところが、最判昭和51年7月8日(判時827・52)は、被用者がタンクローリーを運転して起こした事故につき、使用者である会社が被害者に賠償後、被用者に対して求償したところ、被用者の責任を4分の1の限度でのみ認め、4分の3の求償を許さなかった。同最判は、「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである。」として、求償権制限の根拠を信義則に求めている。

そうすると、今度は、被用者が先に被害者に賠償した場合には、被用者が使用者に一定の範囲で逆求償ができないと、極めて理不尽な状況となる(使用者が先に賠償した場合には一定限度しか被用者に求償できな

いの、被用者が先に賠償した場合には使用者は全く負担を免れることになる。)

そこで、逆求償の可否が改めて問い直されることとなった。学説等の状況は、代位責任説を前提に、使用者から被用者への求償が信義則により制限されるとしても、なお逆求償は認められず、実際上の不均衡はやむを得ないとする立場もあったようであるが、大勢は逆求償を認めているようである。

3 本件の下級審の判断

本件の1審大阪地裁平成29年9月29日判決は、「被用者が民法709条に基づき不法行為に基づく損害賠償責任を負い、使用者が同法715条1項但し書きにより免責されず、同項本文に基づく損害賠償責任を負う場合、両者の損害賠償債務は不真正連帯債務であると解される。不真正連帯債務の債務者の一方が自己の負担部分を超えて賠償債務を履行した場合には、その部分について、他方に求償することができる」と解すべきであるところ、…使用者責任を負う使用者には、被用者との関係において、報償責任及び危険責任の原理から、実質的な使用者の負担部分の存在を認めることができるというべきである。そうすると、被用者が、このような使用者の負担部分についてまで賠償義務を履行した場合には、使用者に対し求償することができることとなる。

なお、不法行為責任を負う被用者に対し、被害者が損害賠償請求することを権利濫用等により制限することは困難であると想定されることからすれば、被用者から使用者への逆求償を認めないと、被害者が使用者に対し請求するか、被用者に対し請求するかの偶然の要素により、使用者と被用者との間の損害の公平な分担が阻害されることになり相当ではないというべきである。」として、逆求償を認めた。これは、使用者から被用者に対する求償を制限した上記昭和51年最判の考え方によれば、報償責任、危険責任原理から使用者にも負担部分を観念できるとしたものである。

これに対し、2審大阪高裁平成30年4月27日判決は、「民法715条1項は、被害者保護のための規定であって、本来、不法行為者である被用者が被害者に対して全額損害賠償債務を負うべきところ、被害者が資力の乏しいこともある被用者から損害賠償金を回収できない危険に備えて、報償責任や危険責任を根拠にして、使用者にその危険回避の負担を負わせたものであって、本来の損害賠償義務を負うのは、被用者であることが前提とされている。使用者には、本来の損害賠償

義務者である被用者に対する求償権を有するものの、信義則上、使用者から被用者に対する権利の行使が制限されることがあると解される。そうすると、民法715条3項の求償権が制限される場合と同じ理由をもって、逆求償という権利が発生する根拠とまでは困難である。結果が公平に見えることがあるだけでは、理由とはならない。」として、逆求償を否定した。

大阪地裁判決は結論の妥当性を追求したものといえ、大阪高裁判決は伝統的な代位責任説の立場によっているといえる。

4 最高裁判決

今般の最高裁令和2年2月28日判決は、「民法715条1項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである(最高裁昭和30年(オ)第199号同32年4月30日第三小法廷判決・民集11巻4号646頁、最高裁昭和60年(オ)第1145号同63年7月1日第二小法廷判決・民集42巻6号451頁参照)。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。

また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができる」と解すべきところ(最高裁昭和49年(オ)第1073号同51年7月8日第一小法廷判決・民集30巻7号689頁)、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。

以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきである。」として、逆求償を認めた。

5 若干の検討

本来、代位責任説の根拠である報償責任、危険責任等の原理は、使用者と被害者との関係において使用者の責任を肯定する原理であったが、1審地裁や最高裁は、これらの原理は、使用者と被害者の間だけでなく、使用者と被用者との責任負担割合をも規律する原理であることを確認したという意義があると考えられる。

したがって、使用者と被用者のどちらが先に被害者に賠償したとしても、最終的な使用者と被用者の責任負担割合は同じ割合となることとなる。

この割合を検討するにあたって考慮される要素が、使用者から被用者への求償権を制限した上記昭和51年最判があげる諸事情となる。

実務的には、その割合が直ちに明確にはならず、最終的には裁判所に判断してもらわないといけないこととなってしまいが、昭和51年最判が被用者の負担を4分の1程度にとどめたことからすれば、被用者の負担は、2分の1～4分の1程度の範囲内で決せられることが多いのではないかと考えられる。